

(仮称) 三豊市こども・子育て支援センター
整備事業計画に関する報告書

令和4年8月

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会

はじめに

三豊市では、出産から大人になるまでの子どもの育ちに向けた支援と子育て家庭に対する子育て施策を総合的かつ効率的に推進してきました。近年では、幼児期の教育・保育の一体的な運用はじめ、幼児教育・保育の無償化をはじめとする国の制度改革が動き出しています。一方で、自治体にとっては、国の支援制度改革に加えて、地域社会で暮らす子どもを取り巻く問題への対応、出産・育児に関わるニーズ対応の拡大等、地域社会で支えるための支援やその具体的な取り組みが求められる時代になっています。

しかしながら、出生数の低下や家族のあり方の変化（核家族化）に加えて、先行きを見通せない新型コロナウイルス対応による、新たな生活様式への転換が求められる今日にあって、様々な生活上の制約が、新たな問題を引き起こす要因となっています。こうした、本市を取り巻く社会状況と子どもや子育て家庭に対する課題解決に向けた、支援施策を推進しながら、未来を担うすべての子ども達の健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるように、より一層の体制整備が不可欠であると考えられます。

一方で、子どもの発達支援に取り組む支援体制の課題では、多様な支援ニーズを持つ子どもたち(例、不登校、いじめ、子どもの貧困、家庭生活の問題等)や、発達障害のある子どもの増加もあって、相談対応件数が増加しており、今後も増加が見込まれます。そのため、専門性を活かした障害のある子どもやその家族への相談支援の拡充等、本市の中核的な支援施設の整備が急務となっています。

本委員会は、こうした市民ニーズや施設状況を踏まえ、子育て支援機能と児童発達支援センター機能を併せ持つ「(仮称)三豊市こども・子育て支援センター」(以下、「こども・子育て支援センター」という。)の開設に向け、実施する事業、機能・設備、施設整備・運営、及びそのほか必要な事項に関して、調査・検討することを目的として設置されました。親子が気軽に集い、交流できる場を拡充し、子育て相談・情報提供・助言など幅広い支援の提供、また発達障害のある子どもを地域で支える体制を整え、適切な支援に向けて関係機関との連携を図ることを目的とした本複合施設の整備について、本委員会においてその機能等を検討し、基本的な考え方をまとめここに報告いたします。

令和4年8月8日
三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会
委員長 野崎 晃 広

第1章 施設整備の必要性

1. 沿革・経緯

高瀬町図書館・高瀬町公民館の老朽化に伴い、機能移転が議論される中、平成28年11月に跡地利用の一つとして「（仮称）みとよっ子ランド」の整備構想が立案された。整備は、子育て支援のワンストップ化を目指し、保育所に通っていない子どもたちや保護者の集える場を整備し、それに伴い、隣接する「みとよ未来創造館」（高瀬町図書館、高瀬町公民館）と連携し、子どもから高齢者までを対象とした「にぎわいのあるエリア」を目指すものだった。

また、高瀬地域子育て支援センターの在り方として、平成29年11月に「みとよ未来創造館」と連携し、子ども・子育て支援を核とした「にぎわい創出」をコンセプトに、高瀬町図書館のある区画を有効活用した『多機能型こどもワンストップ施設』として市役所周辺における新たな子育てコミュニティの形成を図る目的で、「みとよ未来創造館」を核とした多世代交流事業における子育て支援施設整備（案）が三豊市議会民生常任委員会で報告された。その後、三豊市役所本庁舎周辺整備計画と併せて、更に検討されることとなった。

今回整備が予定されているこども・子育て支援センターは、地域子育て支援センター機能、子育て相談機能、多目的ホール（各種イベント開催）の機能に加えて、昨今の発達障害児数や相談件数の増加、また今後の増加の見込みから、新たに児童発達支援センター機能を追加して計画されるものである。

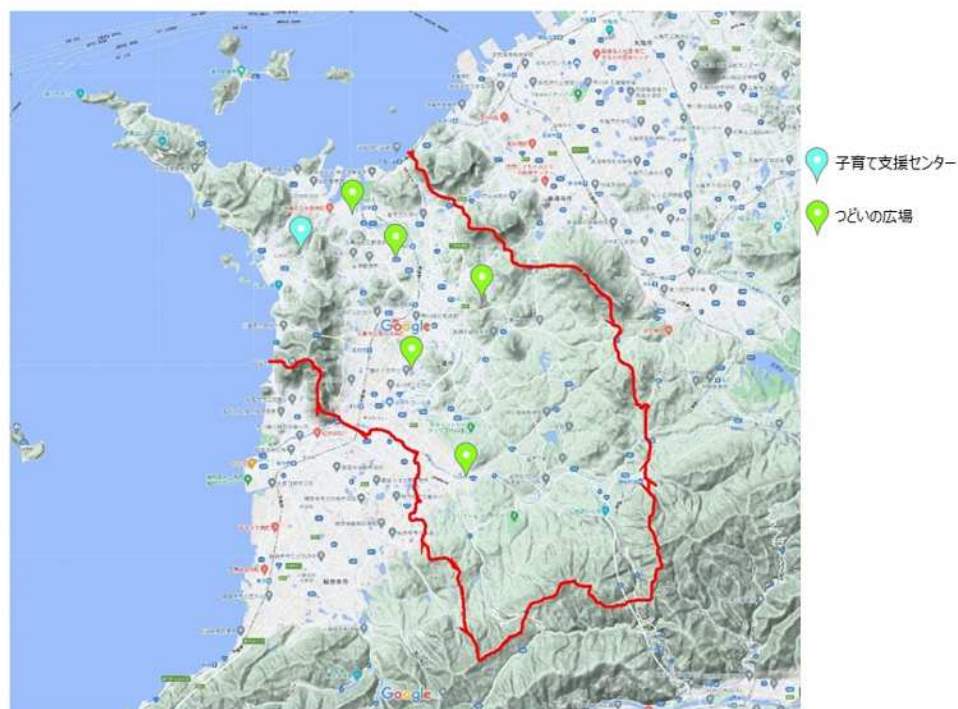
2. 現状と課題

(1) 子育て支援センター

子育て支援センターは、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月29日内閣府）において、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感・負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みとして、全国1万カ所（中学校区に1箇所）の設置を目標として掲げ、重点的に取り組みが推進されてきた。

三豊市においても、概ね中学校区に1箇所の市内6カ所で子育て中の親子の交流促進や育児相談等が実施されている。

三豊市内の子育て支援施設（子育て支援センター・つどいの広場）



(2) 障害児支援

障害のある子どもを対象とした施設及び事業所は、施設系は「児童福祉法」、事業系は「障害者自立支援法」に基づき実施されていたが、平成 24 年の児童福祉法の改正により、根拠規定が児童福祉法に一元化され、障害児通所サービスに係る事務の実施主体が都道府県から市町村に移行された。

① 障害児施設・事業所の一元化

障害のある子ども及びその家族が、身近な地域で必要な支援を総合的に受けられるよう、これまで障害種別ごとに分かれていた障害児施設・事業所が障害児通所支援・障害児入所支援の利用形態の別により一元化された。

② 児童発達支援センター

障害児通所支援は、児童発達支援・放課後等デイサービス、障害児やその家族への相談等を総合的に行う地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターに区分される。児童発達支援センターは、医療機能（診療所）を備えたものを「医療型児童発達支援センター」、同機能を備えていないものを「福祉型児童発達支援センター」と区分しており、こども・子育て支援センターは後者で計画されるものとする。

③ 地域支援機能（保育所等訪問支援と障害児相談支援）の新設

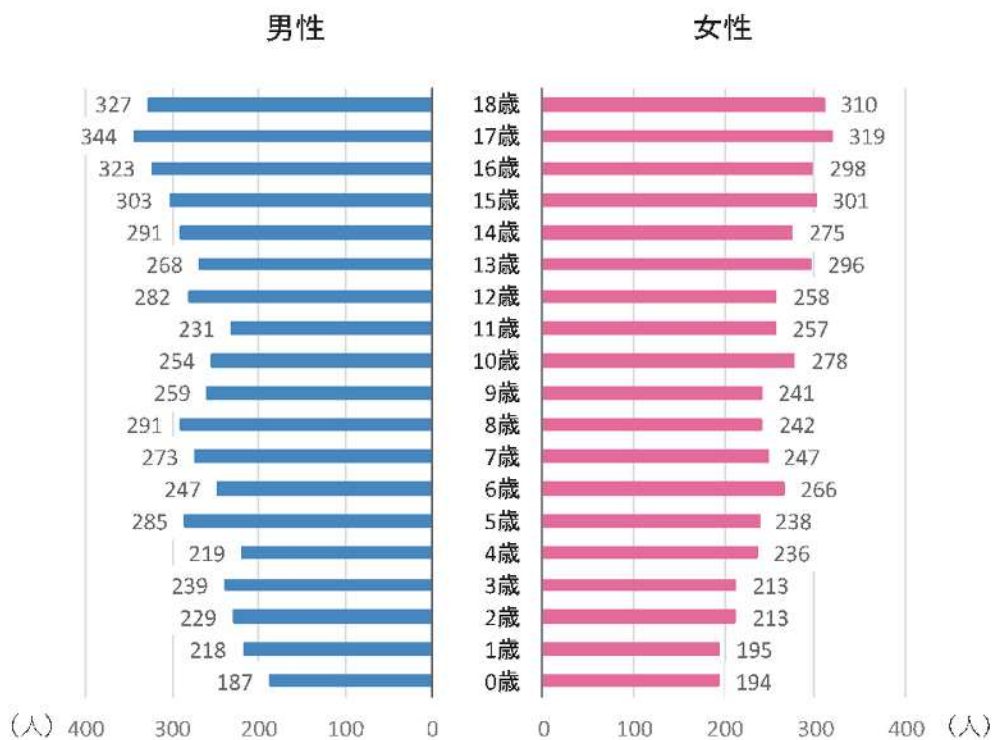
児童発達支援センターは、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援に加え、地域の障害のある子どもに対する地域支援（保育所等訪問支援・障害児相談支援）の実施に努めなければならないこととなった。

(3) 三豊市の状況

① 就学前人口の状況

三豊市の就学前人口（0～5歳）は、平成31年には、2,600人を超えていたが、年々減少し、令和6年には2,400人を下回ると推計されている。また、15歳未満の人口についても、平成27年には8,000人を超えていたが、平成31年には7,422人にまで減少、全人口に占める割合も低下している。

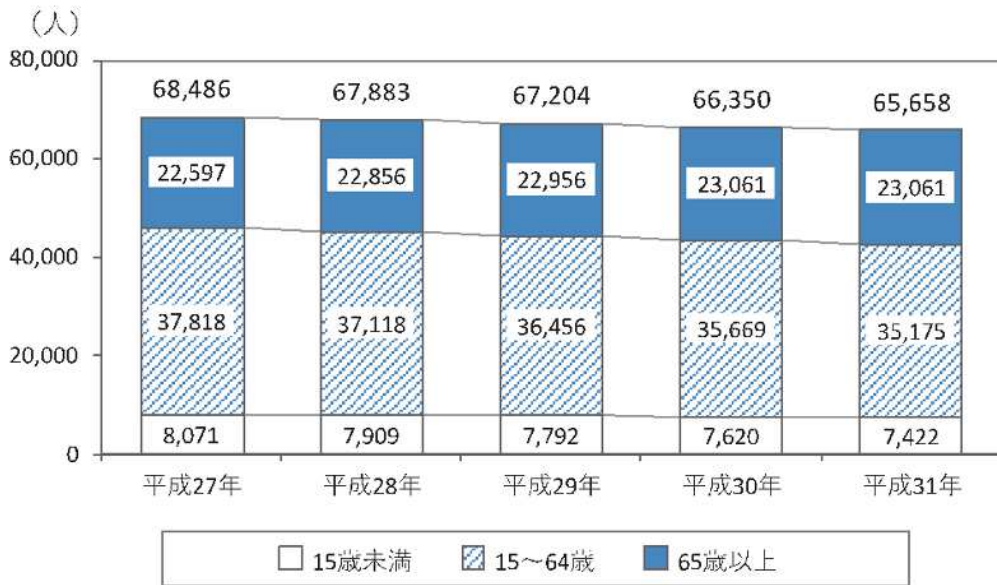
◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

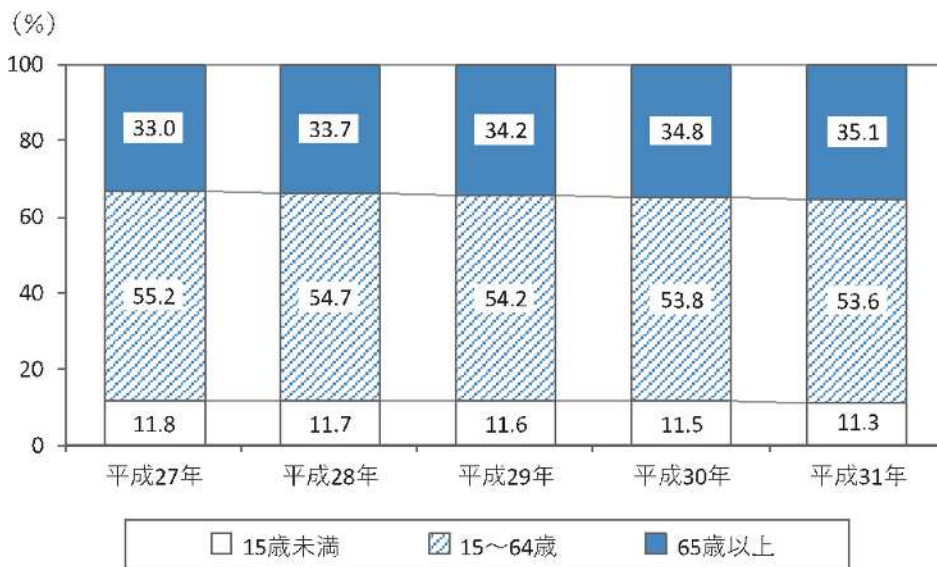
※「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ」から引用

◆人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

◆人口の割合◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

※「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ」から引用

② 福祉サービスの利用状況

三豊市の障害児福祉サービス利用実績は、次のとおりである。児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援の利用が多くなっている。

■障害児福祉サービスの利用実績■

サービス	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数 (人日/月)	75	81	90
	利用者数 (人/月)	17	20	22
医療型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数 (人日/月)	459	496	576
	利用者数 (人/月)	39	50	58
保育所等訪問支援	利用日数 (人日/月)	4	4	4
	利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用日数 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	70	85	93

※3月分の実績。

③ 障害のある子どもの人数の状況

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、いずれの年齢層でも減少傾向が続いている。65歳以上の割合が多く、令和2年においては、18歳未満は33人で身体障害者手帳所持者のうち約1.1%となっている。

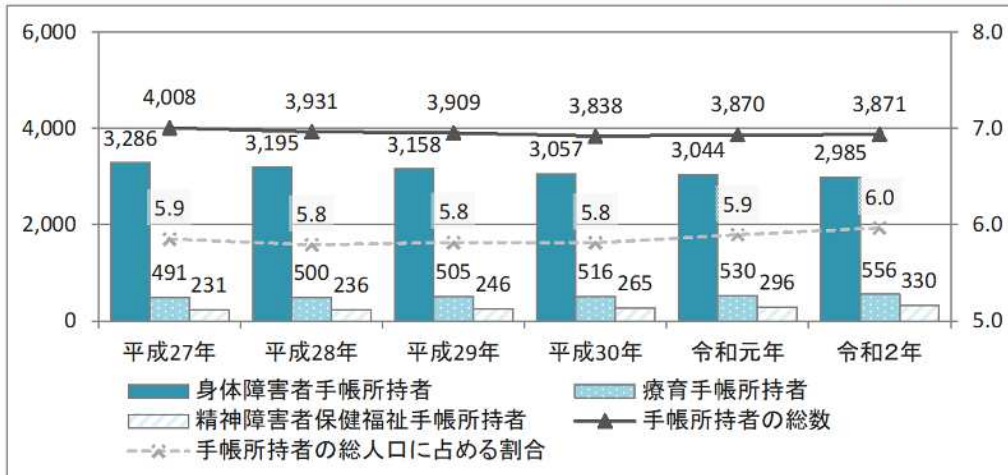
18歳未満の療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者については、逆に増加傾向にあり、発達障害児及び発達障害が疑われる人数も年々増加している。

また、三豊市に居住している児童で放課後等デイサービスを利用している人は約120名であるが、市直営のサービスは行っておらず、NPO法人等民間の事業者が県の指定を受けてサービスを提供している。市内の事業所は4箇所、定員は4つの事業所合わせて40人である。市内事

業所の空きが少ない等の理由により、善通寺市や丸亀市等中讃地域の事業所を利用している人もいる。

■手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：三豊市福祉課（各年4月1日時点）

■年齢区分別にみた障害者手帳所持者数の推移■

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	3,286	3,195	3,158	3,057	3,044	2,985
18歳未満	40	37	38	36	38	33
18～64歳	670	650	624	596	577	573
65歳以上	2,576	2,508	2,496	2,425	2,429	2,379
療育手帳	491	500	505	516	530	556
18歳未満	97	98	91	93	88	103
18～64歳	334	344	357	360	373	386
65歳以上	60	58	57	63	69	67
精神障害者保健福祉手帳	231	236	246	265	296	330
18歳未満	5	1	2	3	4	9
18～64歳	182	183	189	211	241	267
65歳以上	44	52	55	51	51	54

資料：三豊市福祉課（各年4月1日時点）

こども・子育て支援センターは、子育て支援センター機能と児童発達支援センター機能を有する複合施設であるため、一部において基準を満たす部分面積が必要である。子ども広場（屋外遊戯場）を整備予定であることから利用する親子などの滞在時間が数時間程度と見込まれること、複合施設として整備するため目的が異なる来館者が訪れることなどから、駐車場を含め約 3,500 m²程度の敷地面積が必要と考えられる。

また、こども・子育て支援センターは、三豊市の就学後の児童も対象とし、さらに児童発達支援センター機能の役割を担うため、市内全域からのアクセスのしやすさを考慮する必要がある。

整備予定地は、JR 高瀬駅やコミュニティバスの結節点の一つにも近いことから、公共交通機関によるアクセスが容易であるとともに国道 11 号線からもアクセスし易く、また、来館のタイミングで市役所に寄り、子育て関係の手続きも可能となるため、利便性が高くなると考えられる。

第 2 章 こども・子育て支援センターの基本方針

1. 三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会での検討

(1) こども・子育て支援センター（多機能施設）

- ・施設を設立する上で、地域の特性（児童福祉・障害福祉の流れ、支援の有無等）を考える
- ・巡回相談等を実施する上で小学校との連携は核となる
- ・普段から気軽につどい、子育てについて学べ、困った時には相談できる場所
- ・新たな支援センターと包括支援センターはどういう関係になるのか整理
- ・支援センターの方向性、必要なソフトの話、教育委員会や幼保との連携
- ・特性を持っていてもそれを含めて上手に育てていけるよう支援
- ・遊び方を知らない人達に遊び方を教えるという機能
- ・「子育て支援センター」「児童発達支援センター」で建物内をきっちり分ける必要はない

(2) 屋外遊戯場（子ども広場）

- ・保護者が支援センターの建物から広場が見えるのが理想
- ・「建物から見える」+「車が絶対入ってこれない」位置取り
- ・子どもが裸足でも外で遊べる芝生
- ・遊具が無い方がそのスペースで出来る事の幅も広がる
- ・公共施設で子どもが遊べるエリアにおける安全管理
- ・誰でも自由に入れるのが理想だが、管理義務が発生する事を念頭に置いておくべき

(3) 異年齢交流・多世代交流

- ・祖父母とどう関わっていくかを経験する場、子育ての仕方を学ぶ場
- ・引退後の地域の人の力を活用できるような多世代交流の仕組み

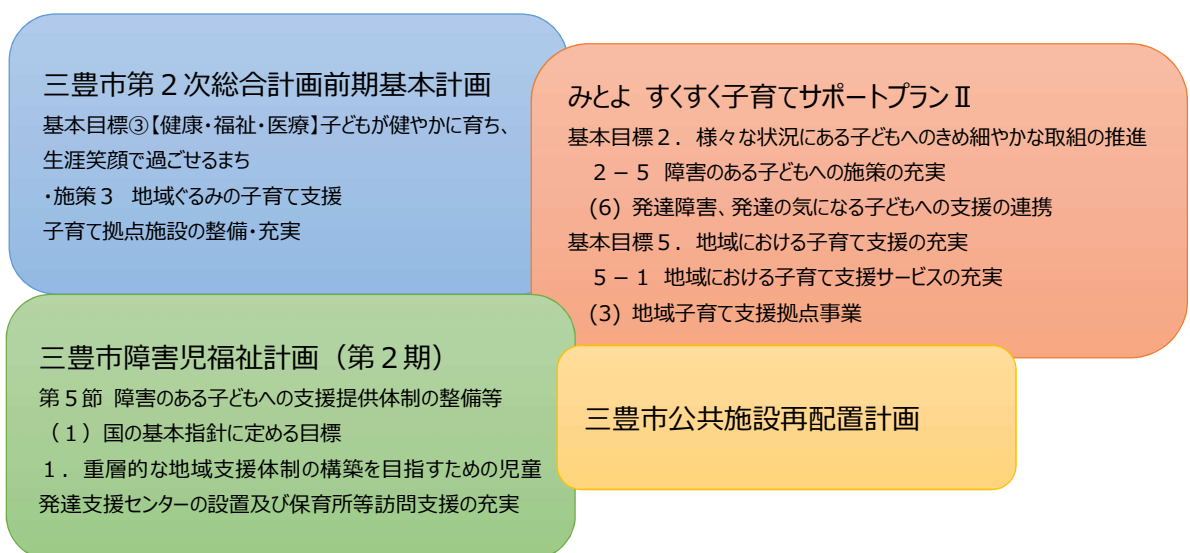
- ・地域の人と子ども達がふれあうきっかけとなるスペース作り
- ・乳幼児から就学後の児童、中高生など様々な年齢層の子どもが一日を通して利用できる場所
- ・誰でも気軽に立ち寄れる市民の憩いのスペース
- ・障害のあるなしに関係なく同じ建物内で色々なタイプ・世代の子どもが自然に交流

(4) その他

- ・18歳で支援が切れるのではなく、そこからの連携、就労支援、訓練など次に繋がるよう支援
- ・ボランティアの窓口となりコーディネートする機能
- ・収益が生み出せて財源を補填できるような仕組み
- ・子どもが興味を持つようにデジタルコンテンツでのアピール
- ・療育センターと同じ立ち位置で運営を行うと収益が出せる。
- ・多目的ルーム等で乳幼児健診すれば、その後サービスも利用するきっかけになる
- ・雨天でも小中学生がやってきて遊ぶことができる室内に遊びや健診に使える多目的なスペース
- ・複数の機能で一日を通してニーズがある人が利用する場所
- ・災害時に対応できるような機能（調理室等）を整備
- ・さぬきこどもの国のノウハウを学ばせてもらうと参考になる

2. こども・子育て支援センターの基本方針

本計画は、「児童福祉法」をはじめとした関係法令や市の行政運営の指針となる「三豊市第2次総合計画」を踏まえて策定され、また、「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ」や「三豊市障害児福祉計画（第2期）」、その他関連計画と整合性が図られるものとする。



第3章 こども・子育て支援センターの機能

1. 子育て支援センターに求められる機能

子育て支援センターで提供されるサービス

(1) 地域子育て支援拠点

主に就学前の子どもの利用を前提とした整備。

(2) 子育て支援活動

就学後の児童が、地域の先輩方からの学べる場となり、健全な育ちを支援。

(3) 利用者支援

子育て家庭の個別ニーズに応じた情報提供や子育てに関する相談・助言を行い、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートし、子どもや保護者、妊娠中の方等を支援。

2. 児童発達支援センターに求められる機能

児童発達支援センターで提供するサービス

(1) 児童発達支援

就学前の発達に障害のある子どもの日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、及びその他必要な支援を行い、利用定員は約10～20人で検討。

(2) 放課後等デイサービス（多機能型（予定））

障害のある就学児童（小学生・中学生・高校生）に学校の授業終了後や長期休暇中に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行い、利用定員は約10人で検討。

(3) 保育所等訪問支援

発達が気になるなど専門的な支援を必要とする子どもを対象に、子どもの発達支援に関わる専門スタッフが、保育所・幼稚園等を訪問し、集団生活に適応できるよう個別に支援。また、訪問先の職員に対して、支援方法等を指導。

(4) 障害児相談支援

障害のある子どもが児童発達支援・放課後等デイサービスを利用するにあたり利用計画書の作成及び、モニタリングを支援。

また、新たに、乳幼児健診等で発達の心配が指摘されたり、保育所・幼稚園等で障害の気づきがあった子どもとその保護者を対象とした相談支援の実施。

相談を通して子どもや家庭の状況を把握し、個々の状況に応じた療育やサービスにつなげるほか、継続的に関わることで、年齢や発達に応じて変化する子どもとその保護者のニーズに、細やかに対応。

3. こども・子育て支援センターに求められる機能

(1) 利用者に配慮した安心で安全な施設

小学校への就学を控えた幼児や障害のある子ども達が過ごす施設となるため、ユニバーサルデザ

インを基本とした施設整備が必要である。また、けがや事故の抑制につながるよう動線などにも配慮するとともに、防災・防犯面の観点からも安全性を確保する必要がある。

(2) 療育・相談支援を充実するための施設

障害のある子どもにとって、乳幼児期における適切な療育が非常に重要であることを踏まえ、保護者や家族への相談支援等の取り組みを充実する施設整備が必要である。

(3) 地域に根ざした施設

子ども達の安全を確保しつつ、地域の子供達との交流や世代間の交流等ができる地域に開かれ、地域に根ざした施設。

(4) 環境に配慮した施設

外観に関して周辺環境に配慮するとともに、限られた資源を有効に活用するため、省エネルギー対策や自然エネルギーを活用するなど、自然環境にも配慮した施設。

第4章 施設計画

1. 必要機能からの規模の想定

センターの機能からハード面の機能を整理し、必要な規模を想定する。

施設の構成基準及び整備内容

(1) 子育て支援センター

特になし

(2) 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、以下のとおりとなる。

児童発達支援センター
指導訓練室 (3.3 m ² /人以上)
※国基準では 2.47 m ² 以上
遊戯室 (1.65 m ² /人以上)
屋外遊戯場、医務室、相談室
調理室、多目的トイレ、静養室

2. 主な施設内容

(1) 子育て支援センター（屋外遊戯場を除き 920 m²程度を想定）

	用途	根拠・分析
子育て支援ゾーン	遊戯室（屋内）	地域子育て支援拠点機能として、主に就学前の子どもの利用を前提に整備。
	相談室	子育てに関する相談等を行う。
	授乳室、湯沸室 おむつ交換室 小児トイレ	授乳室、湯沸室、おむつ交換室及び小児用トイレを設置。
	活動室 （学習・講座）	就学後の子どもたちに対して、様々な学習活動・講座を行うことにより、子どもたちの探求心を満たすと共に親子の会話に繋がるような活動を行う。 活動室は可動パーテーションで区切り、学習・講座の内容に応じて自由に部屋をレイアウトできるよう整備。
学習・体験ゾーン	スタジオ	中高生が歌・楽器演奏等に利用できる防音機能のある部屋を整備。
	活動室（運動）	就学後の子どもたちが自由活発に運動できるスペース。運動遊びの講座を実施し、体を動かすことでの達成感等を満たす。 子ども広場に繋がる場所に整備し、ガラス戸等を開放すると屋外遊戯場（子ども広場）と一体的に利用できるよう整備。
屋内・屋外運動ゾーン	屋外遊戯場 （子ども広場）	子ども達が十分に体を動かすことができる広さを確保し、屋外で利用できる手洗い場、足洗い場を設置。

(2) 児童発達支援センター（360 m²程度を想定）

	用途	根拠・分析
児童発達支援ゾーン	指導訓練室 （児童発達支援・放課後等デイサービス）	通所する子ども（未就学・就学別）の支援・指導を行う。通所する子どもの各自の着替え等を収納する棚を設置。室内または隣接した場所に、手洗い・うがい・歯磨きができる設備も設置。
	遊戯室	屋内遊戯や体育的活動、行事などを行う。 身体に障害がある子どもの利用を考慮する。
	日中一時支援・緊急時の預かり室	日中一時支援・緊急時の預かり場所として活用する。
	相談室	障害のある子どもやその家族への相談支援を行う。
	待合室	相談等の利用者の待合スペース。

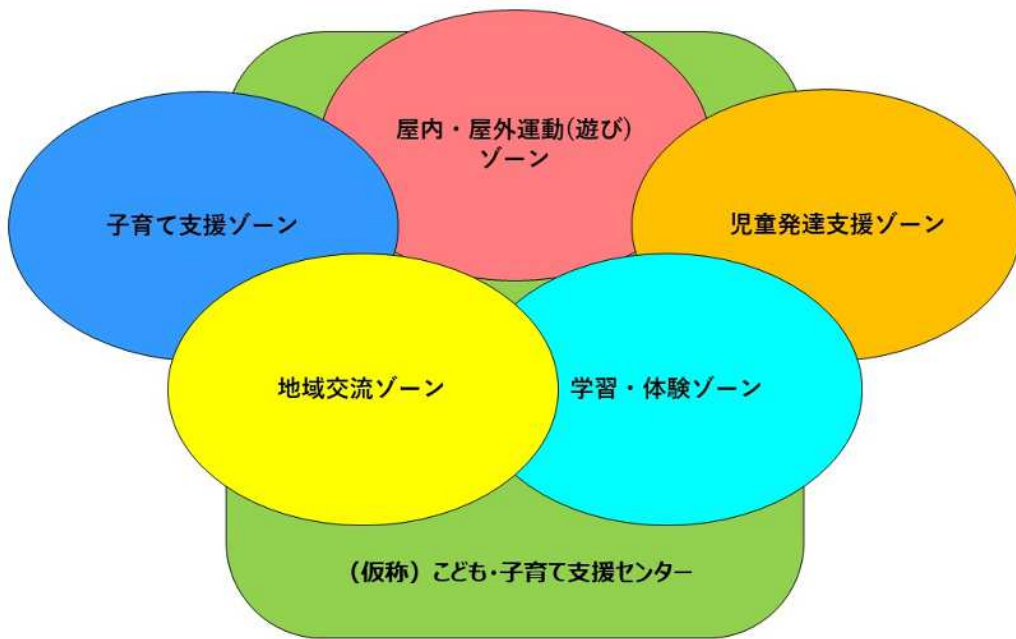
	医務室・静養室	<p>体調が悪い子どもや外傷を負った子どもの安静が保てるスペースを事務室付近又は常に職員が目が届く場所に設置し、応急処置を行うための医薬品等を常備する。</p> <p>体調不良児のための静養室とは別に、児童発達支援センター利用児が落ち着きを取り戻すための静養室（小部屋）を設置。</p>
	更衣室・シャワー室	<p>思わぬ失禁等での着替え・洗浄のため、トイレに隣接してシャワー設備を設置し、更衣スペースを確保する。</p>
	多目的トイレ	<p>ユニバーサルデザインの多目的トイレを設置。</p>

(3) 共用スペース（駐車場・駐輪場を除き 720 m²程度を想定）

職員が子ども達に目を向けやすくなるよう、効率的で働きやすい環境の整備が必要である。事務処理をする場としての機能のほか、職員同士のコミュニケーションや連携が密にとれるような空間を整備、また、共用部分については、可能な限り施設全体で共用し、効率的な運用を図る必要がある。

	用途	根拠・分析
地域交流ゾーン	多世代交流室 （貸館機能）	<p>館の会議・研修会・イベントを中心に、貸館としても利用できる施設。可動パーティションで区切る複数の部屋とし、小会議室・中会議室・大会議室等と用途に応じて広さが調整できる設備を整備。</p>
	調理室	<p>親子料理教室・講座等で活用。また、災害時の調理場として活用できるよう、屋外への動線を考慮しつつ、効率的な設備等の配置を検討。</p>
	ライブラリー	<p>就学前から小学生向けの図書を中心に、親子が落ち着いて読書できる環境を整備。</p>
	玄関ホール	<p>身体に障害がある子どもの送迎のため、車寄せスペースの確保や雨除け等の環境を整備。</p>
	事務室	<p>デスクワークを必要とする職員が、円滑に事務処理を行える事務室を配置。外部からの来訪者が確認でき、所内との連絡が取りやすい場所に配置。給湯スペースも併設。</p>
	多目的トイレ	<p>子どもが使用するトイレ、職員や保護者が使用する大人用トイレとは別にユニバーサルデザインの多目的トイレを設置。</p>
	駐車場・駐輪場	<p>障害児や乳幼児の送迎を考慮した駐車場を検討。送迎時の歩行者、自転車、自動車の動線を検討し、それぞれに見合った配置により、できる限り歩車分離を図るとともに、出入口を分けるなど、安全でスムーズな流れを確保。</p>

	その他	<p>遊具や更衣室、倉庫、洗濯室など施設運営に必要な設備を設置。</p> <p>発達状況が様々な子ども達が利用する施設であることから、ユニバーサルデザイン（エレベーターの設置を含む）を基本としつつ、職員と保護者がコミュニケーションの取りやすい空間の確保を目指す。</p> <p>不審者対策など、防犯面に配慮した施設整備を検討。</p> <p>太陽光発電設備の設置など、自然エネルギーを有効活用することで省エネルギーに配慮。</p>
--	-----	---



子育て支援センター	共用スペース	児童発達支援センター
遊戯室 (子育て支援拠点) 相談室 活動室 (学習・講座) スタジオ 活動室 (屋内運動) 屋外遊戯場 (子ども広場) 授乳室等	多世代交流室 (貸館機能) 調理室 ライブラリー 玄関ホール 事務室 多目的トイレ 駐車場・駐輪場	指導訓練室 (児童発達支援・放課後等デイサービス) 遊戯室 日中一時支援・預かり室 相談室 (控え室有) 医務室・静養室 更衣室・シャワー室

(4) 施設規模 (想定)

敷地面積	約 3,500 m ²
建物面積	約 1,000 m ² (延床面積 約 2,000 m ²)
屋外遊戯場	約 1,000 m ²
駐車場	約 1,500 m ²
機能区分	子育て支援機能と児童発達支援センター機能
定員	330 人程度

※建物面積や屋外遊戯場、定員などは検討時における想定であり、今後、実施される設計業務との面積等との一致を求めるものではない。

第 5 章 事業手法

施設整備については、直営方式とは別に官民連携方式（PPP（Public Private Partnership））による整備手法があり、代表的な手法として、定期借地権方式・PFI 方式等がある。

定期借地権方式は、民間事業者に土地の活用の企画（政策と合致する優良な民間事業）とセットで、施設等の設計・建設・管理運営を委ねる形態であり、官の資金負担なしに施設を整備できる手法である。

PFI 方式は民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の建設や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。

定期借地権方式を活用し、民間活力を呼び込み、官民複合施設の整備又は民間施設の賃借りにより低コストでの施設の実現の可能性はあるが、希望する業種・規模等のマッチングに時間を要することから、スケジュール的に余裕がないような施設整備には不向きであると思われる。

PFI 方式については、導入可能性調査を実施すれば導入となる可能性はあるが、調査に一定期間を有し、また、PFI 導入が決定した場合でも、さらに事業の遅れが考えられ、定期借地権方式同様、スケジュール的に余裕がない施設整備には不向きである。

合併特例債（事業費の 95%まで借入れ・元利償還金の 70%まで普通交付税措置）を活用した直営方式は財政的に非常に有利である。しかし、竣工・支払いの期限が令和 8 年 3 月までとなっており、期限までの竣工を想定した場合、基本設計、実施設計、建築工事と隙間なく業務を進行させていく必要があり、非常にタイトなスケジュールになると思われる。

整備後の施設運営についても、官民連携として業務委託や指定管理者制度等の手法が考えられる。業務委託は、行政側の意向に沿った管理運営となりやすい反面、業務それぞれで委託し実施するため、施設の一元的な管理ができないことから経費の節減に限界がある。また、業務毎の連携も図りづらい。指定管理者制度では民間事業者のノウハウや経営手法を活用でき、サービスの向上と経費の削減が期待できる。ただ、指定管理者が変更となった場合にサービスの継続性の担保等が課題になる。それぞれの手法におけるメリットとデメリットを十分考慮し、検討する必要がある。

第6章 実現に向けた課題

こども・子育て支援センターを目的に来館する子育て世代だけではなく、様々な目的での来館者の利便性が高まり、人が集い・賑わいをもたらす仕組みについて、庁舎（子育て支援）機能、生涯学習系施設、カフェ・物販（福祉施設販売）、小児科診療等の機能を検討していくことが必要である。庁舎（子育て支援）機能の面積は本報告書には含んでいないが、こども・子育て支援センター内に子育て支援部門が常駐すれば、子育て支援サービスの手続きや健診等、子育て世代の利用者の利便性は大きく向上すると考えられる。

アンケート調査の結果からは、トランポリン、ボルダリング、ふわふわドーム、水遊び場、バスケットコート、アスレチックなどを設置して欲しいという意見があった。また、発達相談ができ、同じ悩みを持つ親たちが交流できるような施設、子どもを遊ばせられる公園、学習スペース、そして土日祝日の開館を望む意見も多く見られた。こうした意見が実現可能か、どこまで盛り込めるかを精査し、可能な限り反映できるよう努めていく必要がある。

時間により利用する年齢層が変化していくためには多機能であることが必要となる。多機能を求めすぎると施設の個性が失われる可能性が高まると言われるが、利用者層のニーズの違いに対応しながら、方向性の違いによる統一感の欠如・多機能による個性の埋没に繋がらないよう検討していく必要がある。

こども・子育て支援センターを目的に来館する子育て世代はもとより、多くの市民が集い・交流し賑わいが醸成され、継続していけるよう、市民の意見もいただきながら、より良い仕組みづくりを進めて頂きたい。

三豊市こども・子育て支援センター機能等検討委員会 委員名簿

任期: 令和3年7月12日～所掌事務を完了するまで

No.	区 分	所属団体名等	氏 名	備 考
1	学識経験者	四国学院大学 社会福祉学部長補佐 教授	野崎 晃広	
2	学識経験者	四国学院大学 総合教育研究センター 教授	清水 幸一	
3	学識経験者	三豊総合病院 心理臨床科 科長	三好 史	臨床心理士
4	学識経験者	香川県発達障害者支援センター 「アルプスカがわ」センター長	新井 降俊	言語聴覚士
5	学識経験者	一般社団法人 香川県作業療法士会	西井 優子	作業療法士
6	子ども・子育て支援事業従事者	香川子ども子育て研究所 (NPO法人わははネット)	常田 美穂	臨床発達心理士
7	子ども・子育て支援事業従事者	発達障がい支援研究所 たまや 代表取締役	高橋 正泰	臨床心理士
8	子ども・子育て支援事業従事者	COMPASS発達支援センター 三豊代表	北田 健二	
9	子ども・子育て支援事業従事者	NPO法人 すくすく 理事長	藤井 香織	
10	子ども・子育て支援事業従事者	NPO法人 子育て応援 NPOフレンズ 理事長	片野 牧	
11	子ども・子育て支援事業従事者	さぬきこどもの国園長 (公益財団法人 香川県児童・青少年健全育成事業団)	尾崎 亨	
12	市長が必要と認める者	西部子ども相談センター 所長	森川 英彦	任期: ~令和4年3月31日
			池田 恵子	任期: 令和4年4月1日~

(敬称略・順不同)